

春日部市国民健康保険条例の一部を改正する条例

春日部市国民健康保険条例（平成17年条例第117号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号の表示及びそれに対応する改正後の欄の号の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の号を当該改正後の欄の号とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の号に対応する改正後の欄の号が存在しない場合にあつては、当該改正前の欄の号を削る。
- (3) 次の表中、改正後の欄の項に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の項を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（出産育児一時金）</p> <p>第6条</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。<u>次条第2項において同じ。</u>）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p> <p style="text-align: center;">（葬祭費）</p> <p>第7条</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p> <p style="text-align: center;">（保健事業）</p> <p>第9条 市は、<u>法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて</u>、被保険者の健康の保持増進又は保険給付のために次に掲げる事業を行う。</p>	<p style="text-align: center;">（出産育児一時金）</p> <p>第6条</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p> <p style="text-align: center;">（葬祭費）</p> <p>第7条</p> <p style="text-align: center;">（保健事業）</p> <p>第9条 市は、被保険者の健康の保持増進又は保険給付のために次に掲げる事業を行う。</p> <p>(4) 成人病その他の病気の予防</p> <p>(5) 健康づくり運動</p> <p>(6) 栄養改善</p>

(4) (略)

(7) 母子保健

(8) (略)

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。